

生駒市新たな地域クラブ活動 の在り方に関する方針

令和7年4月

生駒市教育委員会

はじめに

学校部活動は、スポーツや文化芸術に興味・関心のある同好の生徒が、自主的・自発的に参加し、各部活動の責任者の指導の下、学校教育の一環として行われ、教員等の献身的な支えにより、スポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。

しかしながら、教員の長時間勤務の課題に加えて、地域によっては少子化や生徒のニーズの多様化等による影響で存続が厳しい種目が発生してきており、学校部活動を従前と同様の体制で運営することが難しくなってきています。

こうした状況の中、スポーツ庁及び文化庁では、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、新たな地域クラブを整備するための必要な対応等を示しました。

については、学校部活動を取り巻く環境の変化に対応し、将来にわたり児童や生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整えるため、地域の実施団体(*注釈1)による新たな地域スポーツクラブ及び文化クラブ（以下、「新たな地域クラブ」という。）を整備するための取組の方向性や留意点等を示した「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定します。

生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針については、今後の状況に応じて随時変更していくきます。

*注釈1 生駒市教育委員会に認定された新たな地域クラブを運営する団体

本方針の策定趣旨等

1 学校部活動をめぐる国と本市の動き

国において、2018（平成30）年にスポーツ庁及び文化庁が部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定して以降、2019（平成31・令和元）年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘された。

2020（令和2）年に、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」において、2023（令和5）年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとされた。また、2022（令和4）年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が策定され、学校部活動の地域連携並びに地域の実施団体による新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方方が示された。

本市においては、2019（平成31）年4月に「生駒市立学校に係る部活動の方針」を策定するなど、生徒がバランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、学校部活動の在り方の抜本的な改革を進めてきた。部活動の種目にあっては、2023（令和5）年度には、運動部12種目、文化部13種目（総数86部）が活動している。地域人材がある種目については、部活動指導員を配置しており指導員数を増やす方向として行っているが、部活動指導員の継続的な配置が難しい面もあり、持続可能な部活動環境とするには、より一層の工夫が求められる。

(2023（令和5）年度の部活動設置状況)

		土日も活動している種目																		活動が平日のみの種目																		
地域	学校名	ソフトテニス	バスクケット	卓球	バレー	ハンド	ソフト	軟式野球	サッカー	ハドミントン	陸上	水泳	硬式テニス	フリーダーフォール	吹奏楽	美術	茶道	放送	家庭科	手芸	英語	将棋	科学	自然科学	読書	美術	茶道	造形	茶華	書道・国際将棋	文芸	機械工作	エンジョイ					
	北	● ○						● ○							● ○																		● ○	● ○				
北	鹿ノ台	● ○	○					● ●				○		● ○																								
	上	● ○	● ○	● ○		● ○	○	● ●		● ○	● ○			● ○			● ○																					
	光明	● ○	● ○		○			● ●						● ○																				● ○	● ○			
中	生駒	● ○	● ○	● ○	○	● ○	○	●		● ○				● ○			● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○							
	緑ヶ丘		● ○		○	● ○	○	● ●	● ○				● ○	● ○																								
	大瀬	○	● ○		○	● ○	○	● ●	● ○				● ○	● ○																				● ○				
南	南	●	●	○		○	●						● ○		● ○																							

2 今後のめざす姿

学校部活動の地域連携や地域移行は、「地域のこどもたちは、学校を含めた地域で育てる」という意識のもと、学校部活動が担ってきた教育的意義や役割を、地域においても継続して行うために、指導者や活動場所の確保など持続可能な環境を整備する必要がある。

地域クラブ活動の実施にあたっては、多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、教育委員会内の学校教育担当課、地域スポーツ担当課、学校現場との三者で必要な連携を図る。

また、これまで学校部活動になかった種目を設置し、児童や生徒の選択肢を広げ、体験格差の解消やスポーツ・文化芸術活動の充実をめざす。

●令和8年度までのスケジュール（案）



3 期待される効果

（1）生徒への効果

- 少子化や生徒のニーズの多様化のため、存続が厳しくなった活動の継続。（持続可能性）
- 校内の生徒のみならず、広域の生徒や多世代間での交流を通して、人格形成に寄与。（つながり）
- 学校の教育活動に幅広い種目や分野の経験を通して生徒の多様な体験機会を確保。（多様な経験）
- 複数の種目や分野を体験できる活動やレクリエーション的な活動など多様な活動ができる環境の整備と、生徒の「体験の格差」の解消。（公平性）

(2) 地域社会への効果

- 多世代の交流・活動を通した新たなコミュニティの創造。(地域活性化)
- 活力あるスポーツ・文化芸術環境の構築による絆の強い地域づくり。(地域づくり)
- 地域で育った生徒が、将来的に地域の指導者として活躍する等の好循環。(地域貢献)

4 本市における休日の学校部活動の地域連携や地域移行に向けた方向性

- 2024（令和6）年度から市内の中学校の休日の部活動を地域と連携し、また、地域への移行をするとともに、2025（令和7）年度までを改革推進期間とし、県が示した2026（令和8）年度に教員が休日に教員の立場による指導を廃止する方針に向け、新たな地域クラブの整備充実を図る。
 - ・ まずは、部活動指導員を適切に配置し、休日の部活動指導員の単独指導を推進することで、学校部活動の地域移行に取り組む。
 - ・ また、引き続き指導を希望する教員は、兼業・兼職の制度を活用し、地域指導員として活躍できるよう環境を整備する。
 - ・ 同時に、地域移行を推進する体制として、新たな地域クラブ活動を行う実施団体の整備に取り組み、できる部活動種目から段階的に休日の活動を新たな地域クラブ活動へと移行する。

＜休日の地域連携・地域移行のイメージ＞



※現在、学校にあるすべての部活動について、休日の地域クラブが開設されるわけではありませんが、順次開設する地域クラブを増やしていきます。

(注) 上記はあくまでイメージ図であり、実際の活動においては原則平日1日・休日1日は休養日とする。

- ・ 休日と平日での指導者が異なることを想定し、学校と地域との間で情報共有を行い、連携を図る。なお、個人情報の取り扱い等には十分に留意する。
- ・ 生徒・保護者・学校関係者へ、移行や連携における背景や取組について丁寧に説明を行い、理解と協力を求める。

○ 地域連携・地域移行のスケジュール

2023（令和5）年度と2024（令和6）年度は、水泳・サッカーハーフの移行を始め、2025（令和7）年度に可能な部活動から休日における活動を移行し、2026（令和8）年度には市内各中学校では休日の学校部活動を実施しない状態を目指す。

＜休日の活動の移行イメージ＞



○ 地域連携・地域移行の進捗状況及び国や県の方針等を踏まえて、改革推進期間終了時期等、必要に応じて本方針の見直しを行う。

○ 今後の学校部活動の方向性

学校部活動の設置・運営は学校の判断により行われるものであるが、多数の生徒が活動をしている状況を踏まえ、地域へ移行されるまでの間、教員の働き方改革により、負担軽減を図るとともに、生徒のスポーツや文化活動の機会の確保に向けて、引き続き活動を行う。

○ 平日の活動

平日の地域連携や地域移行については、各地域クラブに参加する生徒の活動状況等を考慮し、学校生活に支障がなく、また、指導者や活動場所の確保などの環境が整備された場合は、実施に向けての検討を行う。

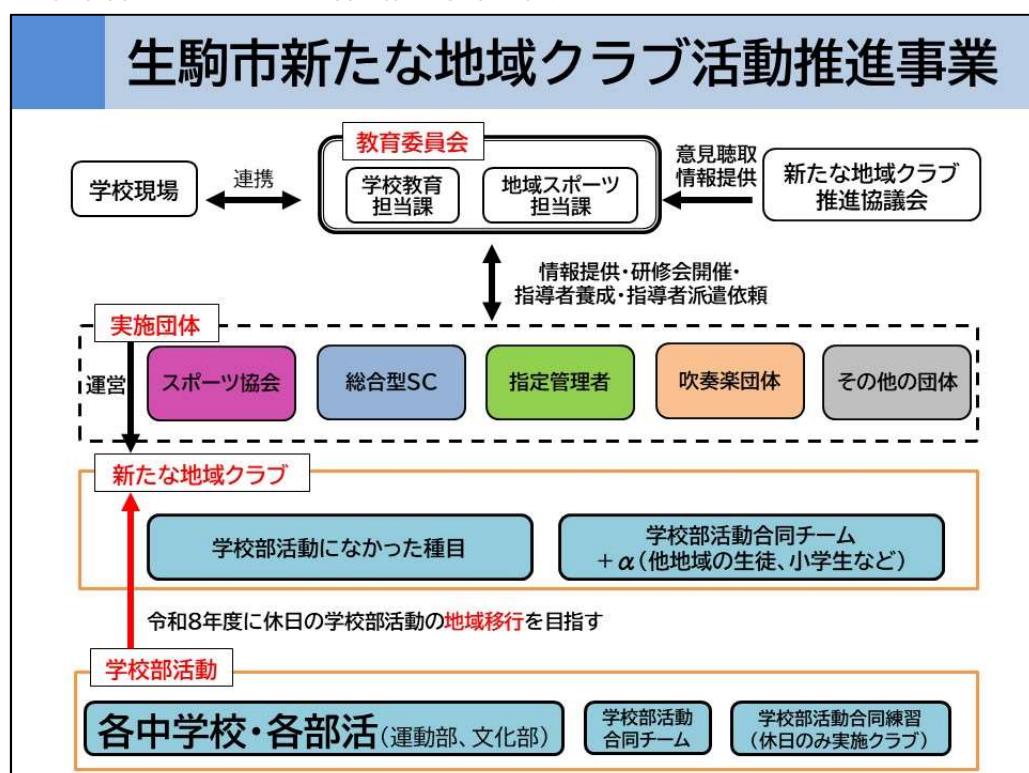
I 新たな地域クラブの運営等

学校部活動の維持継続が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒のスポーツ・文化芸術活動を持続可能なものとするため、新たに地域クラブを整備する。

地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」(主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。))の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものもある。したがって、地域クラブ活動は、学校と連携・協働し、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の振興の観点からも充実を図ることが重要である

(スポーツ庁・文化庁「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」P13)

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の概要イメージ>



(1) 生駒市新たな地域クラブ活動推進協議会

生徒が生涯にわたってスポーツ・文化芸術に親しむ機会を確保し、生徒の心身の健全育成等を図るためだけでなく、地域住民にとってもより良い地域スポーツ・文化芸術環境となることを目指し、公益目的で運営されている団体により継続した活動を行えるように、(一財)生駒市スポーツ協会・スポーツ施設指定管理者・市内総合型地域スポーツクラブ・文化芸術団体等の地域団体により構成される「新たな地域クラブ活動推進協議会」(以下、「協議会」という。)を設置し、関係団体等から選出された者が協議会委員として、新たな地域クラブ活動が推進されるよう、現状や動向等について、意見交換や情報共有等が行われるようにする。

新たな地域クラブや実施団体は、中学校部活動種目の地域連携や地域移行、学校部活動にない新たな地域クラブを創設し、生徒等の多様なニーズにこたえられる環境を整備する。

(2) 新たな地域クラブの運営基準（休日を対象とする）

対象者	市内に在住・在学している希望する全ての生徒を想定
実施団体	(一財)生駒市スポーツ協会、スポーツ施設指定管理者、市内総合型地域スポーツクラブ、吹奏楽団体、文化芸術団体、その他教育委員会が認めるもの
実施クラブ	学校部活動にある種目及びこれまで学校部活動になかった種目で教育委員会が認めるもの
実施場所	教育委員会で指定した場所
開催回数	月2回～6回程度
活動時間	1日3時間まで（大会など、特別な理由がある場合は除外）
会費等	会費：1,000円～3,000円/月額 程度 ※今後の活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある ※別途費用がかかる場合は、会費とは別に徴収可 ※都度参加を認めるクラブについては、別途参加費等を設定する ※就学援助受給者世帯を対象とする補助制度を構築する
保険料	1人1,000円～1,500円/年額
指導者	・主で指導を行う指導者は、指導を行う競技種目で過去に1年以上の指導歴があり、且つ、学校やいすれかの地域の団体運営に携わっていた経験がある18歳以上の者 ・補助スタッフは、過去に指導歴がある18歳以上の者 (原則として、1クラブにつき主で指導を行う指導者2名または主で指導を行う指導者1名と補助スタッフ1名以上を配置する) ※指導者及び補助スタッフは、定期的な普通救命講習を受講、または教育委員会及び実施団体の開催または指定する講習等を受講し、指導や傷害、事故に関する必要な知識を有すること
指導者謝金	主指導者：1,700円/時間 補助スタッフ：1,000円/時間 ※交通費は別途 ※上記謝金額は原則として練習時（概ね3時間以内）の設定とし、大会時等の3時間を超える場合は別に定める ※上記の他、各クラブ運営に必要となる者（例えば、見守りスタッフ）は、補助スタッフと同様の謝礼額とする
事業年度	原則として各年度
会計と 情報公開	実施団体は、公正かつ適切な会計処理を行うとともに、教育委員会の指示に従い報告等を行う。また、情報公開についても適切に行う。

○ 活動理念

参加者の自主性を尊重し、技術等の指導だけでなく、スポーツ・文化の活動を通じて、考える力や他者との調整力などを養えるように活動する。実施団体は、参加者一人一人をよく知り、個々にあった進み方を導く。参加者は、活動において自身の体調管理をし、積極性をもって活動する。

○ 想定している実施場所（地域区分）

[北地域] 生駒北小中学校・鹿ノ台中学校・上中学校

[中地域] 光明中学校・生駒中学校

[南地域] 緑ヶ丘中学校・大瀬中学校・生駒南中学校

※上記の地域区分は、現在想定している区分であり、競技特性や部員数などを考慮し、必要に応じて設定する

※上記以外で、社会体育施設や生涯学習施設、民間施設も活用する

○ 活動時間や危機管理

適切な指導体制の構築を行うため、新たな地域クラブを運営する実施団体は、「生駒市新たな地域クラブ活動の在り方に関する方針」に則り、活動時間や休養日、大会等への参加を精査し、練習等が過度となるないよう計画するとともに、指導者の指導力や安全・傷害予防に関する知識を備えられるように講習会などへ参加する。

○ 会費等

活動の維持運営に必要な範囲で、希望するすべての者が参加できるよう可能な限り低廉に設定する。ただし、活動状況等によっては、会費が変更となる場合がある。

○ 保険加入

実施団体は指導者や参加者に対して傷害保険に加入する。

保険料については会費とは別に徴収する。

また、実施団体としても賠償責任保険等に加入するなど、有事の対応策を講ずる。

○ 指導者等

地域指導者となる者は、公的な団体の公認指導者資格を有していることが望ましい。技術的な指導だけでなく、中学生の発達特性や個人の発達状態などに関する正しい知識を考慮した指導ができるように、教育委員会や実施団体は専門的知識を有する者の協力を得て講習会などを開催する。（保健体育担当教諭や養護教諭、スポーツ医学・科学の専門家等）

教員が新たな地域クラブでの指導を希望する場合は、自身の希望するスポーツ・文化指導への携わりを阻害することなく、活動を通じて生徒とのふれあい、教員自身の生きがいを支援する。兼職兼業の促進に関するガイドラインの中での労働時間管理に則りながら、教員が活動できる環境をつくる。※小学校教員の活動も含め広く募集を行う。指導者は、実施団体と年度ごとに更新を行い、本人の意向や資質などを元に実施団体との年度ごとに契約を行ったうえで、指導を行う。

○ 大会への参加

奈良県中学校体育連盟が主催する大会へ参加する場合は、大会参加規程や今後変更される状況に応じて、教育委員会で規定の確認後、実施団体において登録や参加の判断を行う。

(3) 新たな地域クラブの主な実施種目

[北地域] 野球・サッカー・バスケット・卓球・ソフトテニス・硬式テニス・ハンドボール・陸上・ソフトボール・吹奏楽部

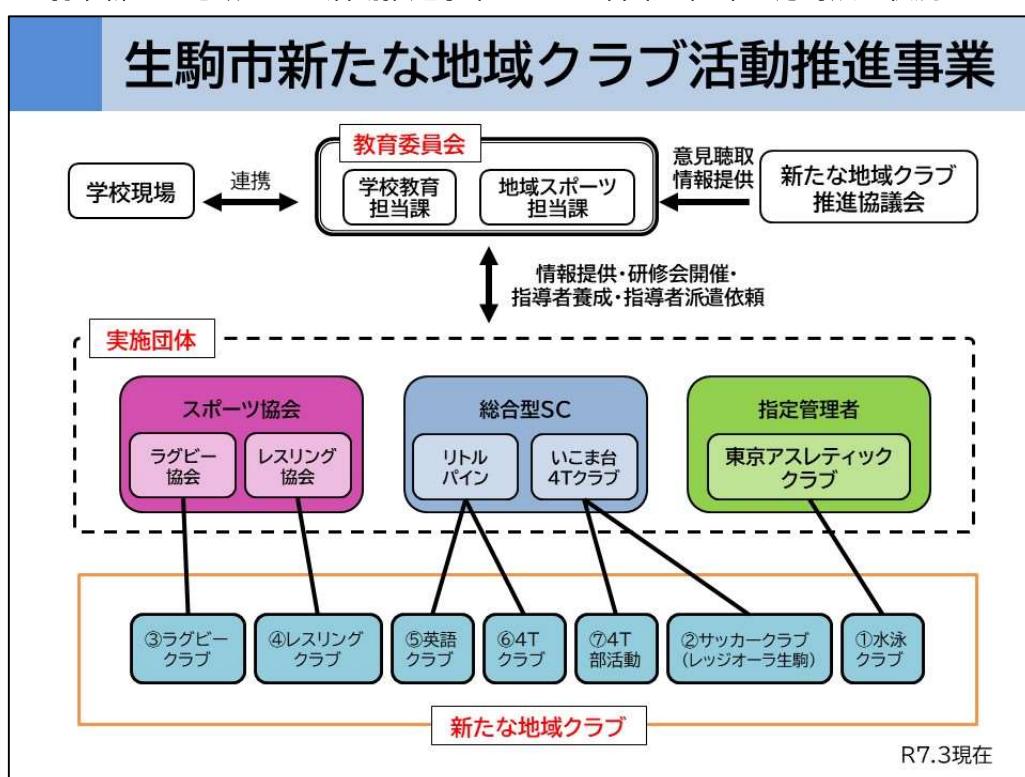
[中地域] 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・バドミントン・ソフトボール・吹奏楽部

[南地域] 野球・サッカー・バスケット・ソフトテニス・バレーボール・ハンドボール・陸上・水泳・吹奏楽部

※各種目の拠点となる場所については、移行状況で検討し設置していく。

※上記の地域別に記載している種目は、令和7年4月現在で実施を想定しているものであり、設置を確定するものではありません。今後、各種目の専門部などの意見を聴取し、地域別の実施種目を決定します。

<生駒市新たな地域クラブ活動推進事業の2025(令和7)年3月時点の状況>



II 新たな地域クラブの環境整備

- 学校部活動が地域と連携、地域へ移行する際の活動場所の確保を行う。学校施設の利用に関して、現在の学校体育施設開放事業を利用し活動している地域団体やクラブチームとの調整が必要となるため、学校体育施設開放事業の在り方について見直す。
- 地域クラブの学校体育施設利用の増加に伴い、施設管理・防犯等の対策としてスマートロッカーや防犯カメラの設置を行い、学校や利用者の負担が軽減されるとともに、当該学校に在籍する児童や生徒、地域住民の安全が確保されるよう整備を進める。
- 地域指導員として新たな地域クラブでの活動を希望する指導者の人材バンクを設置する。
- 参加者が自身で通える場所での活動を支援するため、学校体育施設の充実を図る。(屋外施設の投光器等の設置)
- 新たな地域クラブ活動を進める実施団体等の活動を支援する。

おわりに

学校部活動は、今まで教員の熱意により、献身的な指導や見守りをされてきた学校活動であり、生徒にとっては学校生活の大切な一部でありました。

学校部活動の地域連携や地域移行は、今後の生徒の心身の成長に大きな変化をもたらし、生活を大きく変える改革であり、地域のスポーツ活動や文化活動全体の改革と考えられます。

地域連携や地域移行を進めるうえで、私たちが忘れてはならないことは、教員の先生方のこれまでのご尽力が、日本のスポーツ・文化活動の礎であるということです。

その功績に敬意を表すとともに、こどもたちの未来を第一に考え、心と体が大きく変化する年代の生徒たちが、各地域の中でよりよく成長をしていくことができるよう「生駒市」全体で考え、地域の方々の理解と協力を得て進めていかなければなりません。

【生駒市民憲章】

- ・自然を愛し、人と自然が共生する美しいまちをつくりましょう。
- ・お互いに助け合い、安心して暮らせるやさしいまちをつくりましょう。
- ・人権を尊重し、心のかよいあうあたたかいまちをつくりましょう。
- ・スポーツに親しみ、健康で活力のあるまちをつくりましょう。
- ・知恵を出しあい、世界にはばたく文化のまちをつくりましょう。